

第 1 回「大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議」議事要旨

日 時：令和 5 年 5 月 25 日（木）14 時～16 時

場 所：エディオンアリーナ大阪（大阪府立体育会館） 第 4 会議室

議 事

(1) 趣旨等の説明

- ・ 配付資料をもとに説明。

(2) 座長・副座長の選出について

- ・ 座長：中尾委員（大阪体育大学体育学部スポーツ教育学科 教授）
- ・ 副座長：坂委員（大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会 弁護士）

(3) 検討事項及び検討スケジュールについて

- ・ 資料 1 に沿って説明、原案のとおり承認。

《意見》

(委員)

- ・ 高等学校段階へのスムーズな接続は課題として上がってくると思っている。
- ・ スポーツ庁から全国高等学校体育連盟（以下、全国高体連）には、国ガイドラインの説明はあったが、地域移行は公立中学校での実施となっており、高等学校や高等学校体育連盟に具体的に何かしてほしいという話はまだ出ていない。
- ・ 全国高体連のニュアンスでは、私学では学校経営で部活動を柱にしているところがあり、地域移行は難しいのではないかと感触をもっているという説明を受けている。それ以外は何も聞いていない。
- ・ 今後、スポーツ庁から全国高体連に何か指示が出れば、情報が入ると思う。

(事務局)

- ・ 高等学校の地域移行については考えていないが、中学校の現状について、高等学校への接続の課題は意識していく必要あり。

(委員)

- ・ 特に私立高等学校の現状について、よく理解できる。今から 3 年間で中学校の地域移行をとのことであるので、高等学校のことも少し視野に入れつつ検討できれば。

(委員)

- ・ 中学校で地域の方に聞いてみると、国ガイドラインについては承知しているが、現場の先生は混乱している。地域に丸投げされていると受け止められるところもある。このことから、どのように対応してよいかわからない、方針を示してほしいという意見あり。
- ・ 準備も時間もない中で、学校の先生はめいっぱいである。一番は、子どもにしわ寄せが行かないよう、人・予算・時間もしっかりと準備してやってほしい。いきなりにならないようにし

てほしいとの意見が多いのでお願いしたい。

(事務局)

- ・ 方針を改定して各市町村教育委員会へ示す。子どもたちが主役ということを忘れずやっていきたい。

(4) 各委員からの意見聴取

○大阪府町村教育長会（代読）

- ・ 町村長会に加盟する府内 10 町村は、比較的規模の小さい基礎自治体であり、規模の大きい熊取町の人口が約 4 万 3000 人、小規模の千早赤阪村で約 5000 人という状況。
- ・ 規模が小さい自治体の課題として、「財政基盤がぜい弱」「マンパワーの不足」が挙げられる。
- ・ 大規模の近隣市でできることが、町村規模でできないこともあるかもしれない。
- ・ 今回のこの部活動の大きな変革に関連して言うと、ご存じのとおり、学校部活動の教育的意義は非常に大きく、この「部活動が担ってきた役割」と、「学校の働き方改革」の 2 つをどう調和させていくか、これはどの自治体も共通の課題ではないかと考えている。
- ・ そのような中、各町村で部活動の地域移行を考えたとき、受け皿となる団体がなかったり、指導者が不足しているなどの課題にあたるわけである。
- ・ このことから、合同部活動を実施して、子どもたちの多様な機会の確保と教員の負担軽減を考えると、町村長会加盟の 10 町村中 7 町村で中学校が 1 校のみの設置ということから、各町村内において中学校同士で合同部活動を行うことはできない。
- ・ 本町の中学校においても、昨年度、部活動数は 10 部、部員数は 306 名であり、今後、子どもたちのニーズに合った、満足した部活動が行えない状況になることも近い将来現実になりそうである。
- ・ 例えば、市町村域を超えた合同部活動などが実施できれば、そういった課題の解決につながるとも考えられる。
- ・ 市町村域を超えた合同部活動のコーディネートや公式大会の参加、それら事例の共有など、引き続き府としてイニシアチブをとっていただけると心強いと感じる。
- ・ さらに、各地域のマンパワーが限られるため、自治体を越えた、大阪府全体で利用できる「部活動の人材バンク」の設立や、併せてコーディネートもしていただければ、我々町村のように人材で悩んでいる自治体も大いに助かるのではないかと考える。
- ・ 大阪府内の関係者・団体等がワンチームとなって「部活動改革」を進めていくことを期待したい。

○大阪府 P T A 協議会

- ・ 子どもたちにしわ寄せがいかないようにしたい。
- ・ 専門性のある方、理論を持った方に指導いただくことは有難いが、1 つめは、セキュリティの部分で問題がある。安全の基準は示されているのは理解しているが、色々な方が入ってくる中で、生徒の安全の担保ができるのか。
- ・ 2 つめは、現職の先生方のモチベーションもあるかと思うので、外部の方とのコミュニケー

ションを取れるよう、誰がイニシアチブをとるのかなど、組織体制をしっかりと作って、実施していただかないと現場も混乱して、さらに現場に負担がのしかかることになりかねない。現場の先生が楽になるようにしていかないといけない。

- ・ 外部の方に謝金を払うことは良いが、外部に謝金を払うなら、教職員に払ってあげるとモチベーションの維持に繋がるのではないか。大阪で誇れる部活動がたくさんあるので、伸ばしていただけたらと考える。

○大阪府スポーツ推進委員協議会

- ・ スポーツ推進委員の役割等として、スポーツの推進に係る連絡調整がひとつであり、地域との連絡調整が課題となると考える。
- ・ 過去は体育を指導していれば良いとなっていたのが、現在は各市町村との連絡調整が必要な状況となっており、スポーツ推進委員の出番であるが、役割も重いものとする。
- ・ 昨年度 11 月の全国スポーツ推進委員研究協議会において、スポーツ庁から情報提供あり。地域移行について説明をもらい、私たちの活躍が期待されていると感じた。
- ・ 私たちが教育委員会をとばして、地域のスポーツ団体へアプローチする状況にはなっていない。各教育委員会から私たちに依頼があれば、協力できる。
- ・ 各市の担当者にも意見を聞く場面があるが、どの部署も責任のなすりつけ合いをしている状況である。学校からは地域のスポーツ振興課が動いてくれないなどの意見もある。
- ・ そんな中、スポーツ推進委員が間に入り、連絡調整を行っていかねばならないのではないかと考えている。
- ・ 私はスポーツ少年団の活動もしているが、小中学校の学校開放では、体育館の使用は平日の午後 6 時半ぐらいから 9 時ごろまでで武道系の活動が多い。一方、グラウンドを使用しているところでは、土日に活動することが多い。したがって、中学校の部活動を 16 時ぐらいから指導するのには、負担があるといった意見もあるが、なんとか頑張っていきたい。

○大阪弁護士会

- ・ 部活動の地域移行に関して、ガバナンスの問題がでてくると考える。
- ・ 責任の範囲を誰がどこまで負うのかの整理、スポーツ事故が起こった際の対応、各民間・地域団体に移行した際の会計管理を誰が担うのか、ハラスメント等の処理、その法的紛争にどう対応するかも大事である。
- ・ 主役の子どもたちにとって、今までよりも充実したものにする必要がある。
- ・ 子どもには人格形成と身体的な成長に加え、競技力の向上の両輪を進めるため、専門的な指導者の確保が必要であり、適正に競技力も向上させていくべきと考える。つまり、専門的な指導者を積極的に採用していく必要あり。
- ・ また、教員の負担軽減を進めるうえでは、組織法的な規定をモデル案として示すなどにより、組織的な取組み（しくみ作り）が必要である。
- ・ 大阪弁護士会では、処分規定等が整っていない小規模団体等向けに、シンポジウム（劇風）を行い、処分規定のモデル案をお示したり、事故が起こった時のマニュアルなど、最低限守

らないといけない規定を示したり、事故に対するチェックリストのお配りもしている。

- ・ 不祥事が起こった際の指導者への処分、手続き、参考文書も示した。弁護士会で協力しながら、地域移行に関して、最低限の規定案や文書案、チェックリストをお示して、法的な観点から、最低限ここまで守ってくださいと示すことができればと思う。

○大阪府立学校長協会

- ・ 市町村の状況に関する資料を見ている、中々難しい状況ではないかと考える。
- ・ 本検討会議からの意見を参考に、今後進めていただければと思う。
- ・ 高等学校の地域移行はまだ進んでいない状況。3年後に中学校の地域移行がかなり進んだとき、高等学校に入学してきた際にはハードルがあるだろうと考える。
- ・ 勤務校においても、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、部活動加入率が減ってきている。
- ・ 部員の少ない部は他の学校と合同で部活動を実施しているが、顧問の成り手も少なくなっている状況があり、他の教員が複数の部活動を受け持っている現状も府内である。
- ・ ただ、高等学校の広報活動の際には、必ず部活動の説明をしたり、全国大会に出場したら垂れ幕があがったりもする。学校にとって大事なものであるが、地域移行も進めていかななくてはならない。
- ・ 今後、地域移行となっていく際には、人材の確保と財源が課題ではないか。
- ・ 学校教員が顧問になれない状況の中、部活動指導員を活用していければと思うが、財源も豊富にあるわけではないので、部活動指導員の人材を確保するとともに、財源も確保していただきたい。
- ・ 生徒たちが希望している部活動をできない状況にならないようにしなければならない。
- ・ (部活動大阪モデルの説明) そのメリットとしては、少ない部員数の部が充実した練習を行うことができる。また、顧問の負担軽減に繋がる場所である。今年度から府立高等学校で土日に合同部活動を実施する試みを行っている。
- ・ 今後、こういった課題が出てくるかわからないが、こういった取組みが地域移行のヒントになればと思う。

○大阪中学校体育連盟

- ・ 日本中学校体育連盟（以下、日本中体連）の会議でも話題が上がっており、今年度から、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が全国大会に出場できるようになり、大阪中学校体育連盟（以下、大阪中体連）においては41団体が登録を行った。
- ・ 学校部活動における複数校合同チームの編成にあっては、規定の見直しを行った。大阪中体連ではまだ認められていないが、全国大会では人数が足りている部どうしに関しても、一定の条件のもと柔軟に合同チームを認めていくこととなっている。
- ・ 学校部活動における拠点校方式による部活動のチーム等の参加についても、今年度から認めた。
- ・ また、学校部活動における外部指導者の引率及び監督権としても、今年度からやむを得ない

場合に限り、外部指導者に監督権を付与する形となった。

- ・ 部活動は自己肯定感の向上など、教育的意義は高いと考えている。国による部活動の地域移行の改革が急速に進められているように感じており、その中で、国の予算編成では、はじめは3年間でやり遂げるところから、今はソフトランディングとなっている。急速な改革は、どこかに無理が生じるのではないかと懸念している。
- ・ そんな中、少子化により出場できない学校が増えたり、役員・予算の確保ができない状況が起きたりしており、全国大会及び各種大会の見直しの必要性を感じている。日本中体連においては、令和9年度からの全国大会の縮小に向け検討しており、今年度がプロジェクトの最終年度。また、日本中体連が主催する全国大会が終わった数日後に、各競技団体の全国大会があるなど、生徒の負担を考えるとそれらについても考えなくてはならない。
- ・ 地域移行に関しては、誰がどこで担うのか、受け皿は、どのような方法で、場所は（学校施設の活用とガイドラインに書いてあるが）等、1つ1つ解消していく必要があると考えている。
- ・ 大阪市は全国的にみても部活動指導員の数が多いので、部活動指導員を活用しながら地域移行に繋げていくことも考えている。
- ・ また、令和4年度途中から、区ごとの地域移行としての拠点方式も導入。大阪市の小規模の区では団体種目が成立しない、顧問数が不足するなどの課題もあり、学校の間を活用しながら地域移行の必要性を感じている。
- ・ 教員が部活動指導に従事する時間が多く、その観点では地域移行を進めることにより、働き方改革にもつながると考える。
- ・ そのような中、部活動を生きがいに行っている教員もおり、教員の兼職兼業の道を確保することも大事。

○都市教育長協議会

- ・ 都市教育長協議会において、意見交流会や岐阜県羽島市の取組み、府内守口市の取組みなどを聞く機会があり、地域移行について勉強する機会を設けているが、市の実情に応じてどう取り組んでいけば良いのか、と各市も苦慮している。
- ・ スポーツ庁は、学校の部活動を学校教育から切り離して、生涯スポーツとして行うような姿をイメージしているのかと思っている。全国の都市教育長協議会において、スポーツ庁からは「地域移行しなければ、いつまでも学校で部活動を抱えていけないといけませんよ」といった旨の発言もあった。
- ・ 文部科学省及びスポーツ庁では、部活動の教育的意義も踏まえて、学習指導要領の中での部活動の位置付けを考えていくという話を聞いており、相当な改革だなと感じていたが、概算要求後の政府予算案でついた予算が非常に少なかったことや、「改革集中期間」から「改革推進期間」となったりなど、国は少しトーンダウンしているように思う。
- ・ 本市においても、昨年度後半に試行として、地域でスポーツ活動を受けてくれる受け皿があるのかを調査し、幾つかで、中学生を受け入れて指導していこうとする団体や指導者が市内におられることがわかった。その後、地域でスポーツ活動をしてほしいと公募したところ、

3団体から手が上がり、市で2団体に委託して実施（NPOでバスケットボール、バレーボール協会が男女バレーボール）

- ・ 短期的には、すぐに部活動はなくなるので、学校の部活動を少子化と働き方改革をどうマッチングさせながら、今の部活動を改善していくのか、外部指導者の活用や部活動の取捨選択等、学校は考えていかなければいけない。
- ・ 長期的には、地域でスポーツ活動を担う受け皿を整備する必要がある。
- ・ 昨年度委託した2団体にアンケートを取ったところ、参加した生徒・保護者で90%以上が満足であった。併せて本市の教員にもアンケートをとり、82%が地域移行の必要性を感じており、60%で部活動の指導に負担を感じている結果となった。そこで、今年度は団体を5つにして実施する予定である。
- ・ 本市は教育委員会がスポーツ振興と学校教育をかねている。府内では、スポーツ振興の部局と学校教育の部局が別々で、連携が難しいところもあるとも伺っている。この2つの課がしっかりと連携して、地域移行を進めていく必要がある。
- ・ 今後、地域移行を進めるにあたり、7点の課題がある。
- ・ ①受け皿の確保（指導者の質含め）。
- ・ ②地域の受け皿と学校部活動との連携がいかに図れるか。
地域クラブの活動をやりすぎて疲れ、学校部活動を休むなど、連携に支障をきたした例あり。
- ・ ③学校での部活動改革をどうするか（学校の意識改革を含め）。
- ・ ④団体への委託料の課題。
本市も多額には用意できない。財源の補助をしていただきたいと考えるが、岐阜県の実践報告でも、将来的には、参加者の受益者負担について考えていかななくてはとの話あり。つまり、参加費の問題。
- ・ ⑤中学校体育連盟への地域クラブの参加。
中学校体育連盟が検討してくださっているのも理解しているが、今後も課題。
- ・ ⑥保護者の理解促進。
- ・ ⑦文化部の地域移行についての課題。
運動部に意識が集中しているように感じているが、文化部の地域移行についても課題である。
- ・ 市としては、国や府に予算的な支援をお願いしたい。委託に対しての補助など、市町村の実態にあった、柔軟に対応できる補助枠が用意されていないと感じている。
- ・ 特定校や特定部だけの移行支援だけでなく、また、校区を限定しない地域クラブ活動への予算支援も必要。
- ・ 日本中体連の大会縮小を検討されておられる紹介があったが、必要性を感じる。併せてこれら、地域クラブが参加できる、より柔軟な対応が求められる。
- ・ 先生方の兼職兼業の規定が曖昧になっていると感じており、指導したい方が気持ちよく指導できるような指針及び規定が必要。

○大阪体育大学

- ・ 「グッドコーチ養成セミナー」として、スポーツ庁の委託を受け、部活動指導の担い手育成

のためのセミナーを開講した。(2年間の研究の2021年~2022年、各学校へ学生を紹介、マッチングしている状況)。

学生は4年間の中で、このセミナーを受講して、現場に出ていき、実践と振り返りを踏まえて、上達していくイメージ。

- ・ 本年度から社会人に対しても「運動部活動指導認定プログラム」を開講し、受講いただいた方にはJSPPO公認コーチ資格の取得が可能となった。
指導を担っていただいている方の評価を高くするためにも、事故(暴力・ハラスメント等)が起こってはならないと考えているので、指導観や教育観を見直してほしい、再構築してほしいとの思いをこめた内容となっている。
- ・ 学校においては、生徒を中心におきつつ指導者も主体である事を念頭に、相互主体で今後あり方を進めていく必要がある。
- ・ 2020年9月に文部科学大臣が地域移行を公言。その時に「学校部活動と地域部活動」として、学校部活動は現在も今のまま、部活動の定義に変更なし。学校教育の一環であり、教育課程との関連を深めるとなっている。つまり教師にしかできない。
その後国は、昨年11月には、「地域部活動」から「地域クラブ活動(案)」に、12月には、「新たな地域クラブ活動」として、「社会教育の一環として」と書き直している。学校教育ではないと。これまでのことも考えると、学習指導要領と絡んでくるものであるはずだが、今後どう展開するか不透明。地域クラブ活動は社会教育の一環として行っていくし、スポーツ基本法にのっかってくる。しかしながら、教育であるので、教育基本法にもかかわってくる。
今後は、法的な見方もしながら、みなさまと大阪府のスタンダードを作りあげていきたい。

○大阪府スポーツ協会

- ・ 府内のスポーツ少年団に約1,800人の指導者がおられ、総合型地域スポーツクラブは、府のスポーツ振興課と確認しているのは66団体で、登録認証を終えているクラブは19団体。
- ・ 部活動の地域移行については、総合型地域スポーツクラブが受け皿のひとつであると考えられるのかなと感じている。
- ・ 会議について、文化の観点が薄く、どうしていくのか気になる。
- ・ 平成31年の大阪府作成の方針は、生徒と教員となっているが、今回の国のガイドラインでは生徒が主役となっているので、そのロジックをこの検討会議でどうアプローチしていくか。根本の話なので軸をぶらなさいように。
- ・ また、検討事項及び要綱では、一方では中学校、一方では公立中学校等となっている。国のガイドラインは中学校メインであるが、高等学校も一応入っていると、どう整理するのか見えない。
- ・ 検討事項及び検討スケジュールについて、了承はしているといいながら、今後の検討事項1、2については、大きな方針であることから我々で議論する意味はあるが、検討事項3、4については、どこまでの議論をここでするのか。併せてスケジュールについては、あくまで改定だけするのか、国の状況を踏まえて、大阪府として踏み込んで議論されるのか、会議開催

回数も含めて解決してほしい。

○大阪高等学校体育連盟

- ・ 高等学校体育連盟の合同チームの大会参加要件、中学校と高等学校の接続について、指導者の質と量について述べる。
- ・ 大阪高等学校体育連盟（以下、大阪高体連）主催の大会は、部員が不足している学校は合同チームとして認めている。一方、上位大会である全国高等学校体育連盟（以下、全国高体連）主催のインターハイは学校対抗戦となっている。
- ・ 大阪高体連において合同チームが認められるのは、学校が統廃合されるもののみとなっていたが、全国高体連でも今年度4月から団体競技9競技から、部員不足による合同チームを認めることとなった（大阪大会で認めていたルールが全国でも認められるようになり、一部の競技で合同チームが全国大会へいける機会ができた）。
- ・ 部員不足どうしの合同チームのみならず、今後はどちらか一方のみ部員不足の場合でも合同チームが組めるようになるのか、クラブチームの参加はどうなるのかなどは、今後、スポーツ庁と全国高体連で話し合われるのだろう。合同チームが強化のためになされる可能性を懸念して、今まで進んでこなかった経過もある。
- ・ 今後、地域クラブ活動に参加する生徒が、高等学校へ入学したときには、また学校部活動に入部する。そのため、事務局からの説明にもあったように中学校と高等学校の接続も考える必要があると感じている。
- ・ 中学校では地域クラブに在籍し、そのクラブが引き続き高校生に対しても指導できる体制をとった、その中学生が高校生になっても引き続き同クラブで活動したいとなった場合、現状では、インターハイ等の大会には出場できない。
- ・ つまり、中学生では地域クラブ活動、高校生になれば、また学校部活動に所属することになる。
- ・ これらのことに対して、いずれ課題になってくるのではないかと個人的には危惧していることでもある。
- ・ もう一点、教員、地域の指導者の両方のことではあるが、指導者の質の担保について。
- ・ 体罰については、いまだに報道でも取り上げられており、根絶には至っていない。全国高体連では、平成26年5月に「体罰根絶全国共通ルールの制定について」を発出し、体罰根絶に向けた様々な取組みを行ってきた。今月の19日にも全国高体連から事務連絡が発出され、体罰根絶に向けた取組みのさらなる強化の依頼とともに、JSPPOやJOC、全国高体連、日本中体連を含むスポーツ6団体共同で、今後10年の新たな取組みとして「No! スポハラ事業」が開始された。体罰のみならず、暴言やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等全てのスポーツハラスメントを排除し、誰もが安全・安心にスポーツを楽しめる社会の実現をめざすもの。
- ・ 大阪高体連としても、今回、この通知を受けて加盟校に通知し、体罰を含めた不適切な指導について一層注意喚起を行いたいと考えている。そういった意味でも、教員も含めてではあるが、部活動指導員や地域の指導者の質を向上させるため、研修等を実施し、保護者や生徒

が安心して指導が受けられる環境にしていく必要があると考える。

- ・ 例えば、教員に対しては、府が実施している研修を引き続き受講いただき、指導力について学んでもらう。部活動指導員には、国が定めている13項目の研修内容を受けてもらい、質の担保を図っていく。これは、大阪体育大学様でもリカレント教育で研修を実施していることも伺ったが、そういった観点からも研修を受講いただくことで、学校側も部活動指導員を安心して活用しやすくなると思う。
- ・ また、中学校の地域クラブ活動ということ言えば、やはりより専門的な指導力が必要となるため、府で行う研修とは違い、競技団体がそれぞれの種目で指導者資格を設定しているのでもちろんを受講いただく。
- ・ 今後多岐にわたる指導者が存在してくることから、事務局がスケジュールで説明された役割分担を行う必要があると考える。
- ・ 各競技団体においても、指導者資格を設け、研修等をすすめているところもあるので、両面から指導者を支えていくことも大切。
- ・ ただ一点、問題も出てきている。顧問が公認指導者資格を取得していないと、年度当初の協会へのチーム登録ができないといった種目があり、来年度から適用されるとのことで、学校としても混乱しているところもある。
- ・ 当該部活動においては、専門の先生がおられ、指導者資格も有しておられれば問題はないが、専門性のない顧問であれば、もちろん指導者資格もない、チーム登録もできない、大会にも出場できない。そういった状況が生まれる。では、顧問が資格を取得するために、時間を割き、講習を受けるのか、その費用はどうするか等いろいろと問題がでてくる。そうなるとう顧問のなり手も少なくなり、子どもたちの活動が保障できなくなる、その種目の部活動が存続できなくなる。競技人口も少なくなってくるのではないかと考える。
- ・ 競技の裾野を広げることと、指導者の質の担保と子どもの活動保障、教員の働き方改革、さまざまに解決していくべき課題も多いところではあるが、本会議を契機にたくさんの議論を重ね、大阪府の子どもたちのための一助となれば幸い。

○大阪府公立中学校長会

- ・ 吹奏楽部のように、文化部でも熱心に活動している部はあり、夏季休業や土日もやっている。
- ・ 中学校では、生徒の希望に応じた部活動の機会確保をしたいと思うが、地域移行はどうしてもスポーツに偏っているように思う。
- ・ そして、専門的な指導ができる文化部の指導者の不足がある。顧問のついで、音大の先生にパートごとをお願いしたり、その謝金は部費でまかなうこともある。
- ・ 楽器を購入するにあたっては、高額な費用が必要で、そういった生徒達に急に部活動がなくなる、ということは学校として避けたい。
- ・ 土日の部活動から地域へ移行していくことに異論はないが、中学校として懸念していることは、土日と平日の指導者が違うことで生徒が混乱する。つまり、指導者間の意見が一致しない場合はどうするかといったもの。生徒は大会に出て成果が発揮される。その意味でも、土日の指導者と先生との意思疎通ができるのか、大会があれば、審判等もある。そのため、土

日の指導者が審判等をしたくないと言え、顧問がいかないといけない。

- ・ 私も部活動の指導をして、その競技の審判資格も取得した。部活動を指導したいと思いをもち、熱心に部活動の指導もしてきた。生徒の成長が見たいからである。
- ・ 地域に移行していくにあたり、地域に指導者がいないとなった時、勤務形態の課題はあるが、先生の兼職兼業を考えることになる。地域の実情があり、地域移行にはさまざまな課題があるが、何が子どもたちにとって良いのかをしっかりと考えていただきたい。
- ・ 地域移行については、やはり予算措置の問題があると思う。
- ・ 中学校では、部活動の顧問と子どもの距離は近い、地域移行に向けては、子どもが一番混乱しないように、子どもたちの事を思い、考えていただきたい。

○保健体育課長

- ・ 会議の建付けについて説明。
- ・ 文化部関係については、府内に中学校の文化部を束ねる団体がないため、検討会議の委員には入っていないが、文化部の地域移行についても十分に理解しているものであり、今後の対応については事務局にお任せ願う。
- ・ 本会議の検討事項について、検討の仕方については、その時期が来た段階であらためてご説明させていただくが、予算について、昨年度は国の予算が二転三転したことなどもあり、国への要望について、別々ではあるが、府と市町村で同じ時期に動くこともあった。このことから情報共有をしながら地方としての考え方を国に要望することも出てくることと思うので、予算要求の方針というのは、府の方針だけということではなく、それぞれの状況も共有させていただくといった観点も含んでのことで挙げさせていただいている。
- ・ 好事例の普及方策については、市町村の事例は承知しているところではあるが、団体におかれても好事例がおありだと伺っており、それらについても、本会議を通じて共有したいと考えており、その時期までに、個別でご意見等をいただけたらとも考えているのでよろしく願います。

○座長

- ・ 各委員からの意見をもとに、大阪府部活動の在り方に関する方針の改定（案）への反映を事務局に求めるとともに、次回以降の検討会議にて改定（案）の提示をお願いする。

○その他

（委員）

- ・ 兼職兼業に関する規定は文部科学省から出されている。

（事務局）

- ・ 改めて提示する。

その他

○次回：6月29日（木）を予定。